

弁護士会の 多摩地区法律相談 センターニュース

No.21
2009/2



新しい法律相談センターの運営に向けて

平成21年4月に裁判所の八王子支部が立川市に移転するに伴って、東京三弁護士会多摩支部会館も同じ頃に立川市に移転予定であることは、前回のニュースでお伝えしたとおりです。従来の八王子の多摩支部会館で実施されていた法律相談センターの相談業務については、『八王子法律相談センター』として装いを新たにして従来の八王子弁護士会館内で継続して実施することになります。どの程度装いが新たになるかは現在、弁護士会多摩支部移転後の弁護士会館の利用計画を中心にして取り組んでいる最中ですが、組織としては新たに外部法律相談センターとして発足し、運営担当の職員も新体制になります。これを契機に、より市民に利用しやすい法律相談を目指して改革に取り組んでいるところですが、まず、八王子法律相談センターにおいても立川法律相談センターと同様に土曜日の相談を実施することなど計画しております。今後ともさらに利用しやすいセンターを目指して努力する所存です。利用しやすさという点では予約が取りやすいかどうかが問題ですが、八王子法律相談センターでは現状では比較的相談予約が取りやすい状況ですので、みなさまのご利用をお待ちしております。

平成20年度東三弁護士会多摩地区法律相談センター
運営委員会委員長 長尾亮

発行所

東京三弁護士会多摩地区法律相談センター
〒192-0046 八王子市明神町4-1-11 多摩弁護士会館
Tel (042) 645-4540・9451 Fax (042) 645-9419
三弁護士会ホームページ <http://www.tama-b.com/>

中小企業における経営の承継について

弁護士 関 戸 勉

Q

設例をあげます。甲は、建設業を目的とする株式会社乙の代表取締役で、自社株式発行済株式数1万株のうち8000株を有している。会社の主な資産として、所有の建物のほかその敷地は甲個人所有の土地を賃借している。土地の価格は1億円、株式の評価額は1株1万円、相続人は配偶者丙と長男丁(40才)と長女戊であり、丁は会社の取締役として経営に関与し、株式1000株を有している。甲は70才であり、丁に事業を承継させようと考えている。将来の遺産争いや相続税などを考えると円滑に承継できるか心配だか、どうすると円滑に承継できるか。

A

(1) 大きく分ければ生前の贈与、売買による財産の移転と死亡時の遺言による財産の移転があります。生前贈与、売買は履行が確実です。譲渡する財産は多くの中小企業では設例のような株式と個人所有で会社に使用させているような土地等の事業用財産です。会社の意思決定機関である株主総会は取締役等役員の選任や法定の重要事項の決議をし、株主総会により選任された取締役の会議において代表取締役が選任され、代表取締役が代表者として業務の執行を行います。このため会社を支配するため株式の過半数(法定の重要事項の決議には3分の2)が必要です。甲は8割の株式を有するので会社の支配をすることができており、これと同じ地位を丁に承継させるためには大半の株式の譲渡を必要とし、結果として丁が過半数(又は3分の2)となるように4000超の株(又は6700株)程度の譲渡が必要です。会社が賃借している土地も会社が問題なく使用関係が継続できることから丁に譲渡する方がよいでしょう。

(2) これらの譲渡の方法としての売買の場合は長男に資金力があればこれをすることにはなりません。売買による移転の場合には後日の相続で長女らからの遺留分による返還請求の問題もありません。

(3) 長男に資金力のないときは贈与によらざるをえないでしょう。贈与についてネックになるのが贈与税です。毎年少しづつ贈与をしてゆくのも一方法です。1年毎の贈与については110万円の非課税があります。次に、相続時精算課税制度による贈与の利用があります。贈与者が65才以上の親で受贈者が20才以上の推定相続人で、一般には2500万円の非課税枠(これを越えた部分一律20%の税率)の限度で一度に又は複数年に分けて贈与をすることができます。当該会社株式の贈与については、一定の要件を満たす場合は、非上場の同族会社株式等に係る特例による3000万円の非課税枠が利用できます。この場合相続時に贈与した財産を贈与時の時価で評価し相続税

の計算で清算されます。

しかし、このような贈与をしたとしても、後日の相続開始時に、この贈与の額が遺留分を超えている場合他の相続人である丙や戊より遺留分により財産の一部返還を求められることがあります。特に株式の帰属を巡って争いとなつては会社の運営が円滑にできないことになります。そこで、このような争いを防止できる制度ができました。旧代表者から後継者(贈与の結果過半数の議決権を有し、かつ代表者であること)への株式の贈与につき、後日遺留分算定の財産から除外する又は算定価格を固定するとの制度です。(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律 遺留分に関する民法の特例 この特例は平成21年5月までに施行されます)

これはこの旨推定相続人間で合意をして書面にしたうえ、経済産業大臣の確認を受け、更に家庭裁判所の許可を必要とします。

(4) 遺言による場合 売買も贈与も不適当であれば遺言によるほかありません。しかし、遺言による場合でも、株式、土地は一旦は丁の所有となります。これが遺留分を超えている場合、他の相続人である丙や戊より遺留分により財産の一部返還を求められることがあります。

相続税の問題ですが、甲の土地は特定事業用宅地にあたり、小規模宅地の評価減の特例により、その評価額につき400m²まで80%の軽減が可能なところ、この適用には遺産分割の完了を必要としますが、遺言による相続にも適用があります。

相続される甲の株式についてですが、前記経営承継円滑法に伴い、平成21年度税制改正において、取引相場のない株式に係る相続税の猶予制度が創設されます。これは一定の企業の事業を承継した相続人が被相続人から相続により取得した議決権株式(発行済株式の3分の2まで)につき課税価格の80%に相当する相続税を猶予する制度であり、本事例の遺言により株式を取得することになる丁には適用可能です。

被害者参加制度について

弁護士 犬 集 英 昭

Q 被害者参加制度とは どういうものですか？

A 一定の事件の被害者やご遺族の方が、刑事裁判に参加して、被告人質問などを行なうことができる制度です。裁判では、検察官の隣などに着席することができます。

Q どうして被害者参加制度 ができたのですか。

A これまでの刑事裁判は、被害者等に十分配慮したものではなかったため、本制度の導入により、被害者等の心情や意見が反映され、これにより刑事裁判に対する国民の信頼を確保することができ、また被害者等の名誉回復や被害からの立ち直りを助け、他方で、被害者等の意見を直接聞くことにより、被告人の反省が深まり、更生に役立つ場合があると考えられています。



Q どういう人が被害者参加制度を利用できるのですか？

A 殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死傷させた事件や、強制わいせつ・強姦、自動車運転過失致死傷、逮捕・監禁、誘拐などの事件の被害者、及び被害者が亡くなった場合や心身に重大な故障がある場合には被害者の配偶者、直系親族(父母、子など)、兄弟姉妹が利用することができます。

Q 参加するにはどうすれば いいのですか。

A 参加するためには、検察官に申出をし、検察官を通じて裁判所に対し、参加申出をする必要があります。

Q 被害者参加人は、どのよ うなことができますか。

A 刑事裁判に出席し、検察官に意見を述べたり、一定の証人尋問、被告人質問、事実または法律の適用について意見を述べることができます。

Q 被害者参加人のための国 選弁護制度とはどうい うものですか。

A 被害者参加人は、刑事裁判への出席や被告人質問などを弁護士に委任することができます。国選弁護制度は、資力の乏しい方でも弁護士の援助を受けられるよう、国が弁護士報酬等を負担する制度です。

現金・預金などの流動資産から療養費等の額を控除した額が150万円に満たない場合には、国選被害者参加弁護士の選任を求めることができます。



離婚給付について

弁護士 露木 肇子

1. 离婚給付とは

離婚の際に支払われる慰謝料や財産分与のことです。広義には養育費の支払いや年金分割を含めることができます。



2. 慰謝料

婚姻破綻につき相手方に責任があり、そのため精神的苦痛を受けた場合は慰謝料を請求することができます。不貞行為や悪意の遺棄、暴力を受けた場合がこれにあたります。

金額は責任の大きさによって決まります。判例によると、身体的な暴力や不貞行為の場合、一般に200万円から500万円くらい

が認められています。

離婚成立後に請求することができますが、不法行為から3年で消滅時効にかかるので早めに請求した方がよいでしょう。証拠の準備も早めにしておくことが望まれます。暴力の場合の証拠は診断書・怪我の写真・日記等、不貞の場合の証拠は旅行の写真・ラブレター・メール・調査報告書等が効果的です。

3. 財産分与

婚姻中に夫婦で築いた財産は、離婚の際に清算することになります。現在の実務では、2分の1ルールといって、妻に収入がない場合でも、原則として半分に分けます。

分与の対象となるのは、不動産、動産、預貯金、株式、車、生命保険、退職金などです。

親からの贈与や相続によって得た財産は個人の特有財産であって、財産分与の対象にはなりません。

財産分与は離婚成立後でも請求できますが、2年以内に家庭裁判所に調停や審判を申立てなければなりません。

請求にあたっては、相手名義の財産資料を準備しておくことが望ましいです。

少なくとも、勤務先名、不動産の所在地、取引銀行支店名、証券会社名、保険会社名がわかるとよいでしょう。

分与対象に住宅ローンつき不動産がある場合、分与額を算出するには、全体の財産の合計額からローン分を差し引き、残りを折半します。オーバーローンで財産全体がマイナスとなった場合は分与しないのが実際のやり方です。

将来確実に支給される退職金は分与の対象となり、その場合の評価は、別居時点で退職した場合の金額を基準にした例があります。

財産分与の算定基準時は一般に破綻時（別居時）ですが、不動産、株式等の資産価値の評価基準時は分与時となります。

妻が離婚後直ちに経済的自立をなし得ない場合は、夫に一定期間生活費を請求することができます。これを扶養的財産分与といいます。一般に財産分与や慰謝料額が低く、生活困難な場合に認められます。

4. 養育費

未成熟の子を、離婚後引き取った親は、相手方に対し、その収入に応じた養育費を請求することができます。現在は裁判所の作成した算定表によって金額が決められることが多いです。算定表はインターネットでみることができます。

算定表の横軸には権利者の年収が、縦軸には義務者の年収が記載してあって、それぞれの収入欄を伸ばして交差する欄の額が標準的な養育費の額となります。

算定のためには、源泉徴収票、課税証明書、確定申告書等、双方の年収額を証する書類が必要となります。

算定表は公立学校教育費を前提としていますが、私立学校教育費負担が相当と考えられる場合は加算があり得ます。

過去の養育費の請求は原則として認められません。また、養育費は毎月一定額を支払うのが原則であり、一括払いが認められるのは例外です。

通常は子が成人するまで請求できますが、合意によって大学卒業まで等支払期間を延長することもできます。

一度決めた養育費が将来不足するようになった場合は、増額のための調停をおこすことができます。



同様に義務者の方が、失業等の理由により負担できなくなった場合は、減額のための調停をおこすことができます。

5. 年金分割

2007年4月1日から年金分割制度が施行されました。

分割の対象となるのは婚姻期間の保険料の納付記録であり、厚生年金と共済年金が分割の対象となります。この制度の適用となるのは2007年4月1日以降の離婚です。分割割合は、実務では原則2分の1です。

手続きとしては、まず社会保険事務所か共済組合で年金分割のための情報通知書を入手します。次に、年金分割の合意ができれ

ば公正証書で、できなければ調停または審判を申し立てます。離婚裁判中であれば、附帯して年金分割についても申立てできます。

これらの手続で分割が決まれば、離婚から2年内に公正証書・調停調査書・審判書・判決書のいずれかを提示して社会保険事務所等に分割請求します。

2008年4月1日以降の離婚については、同日以降の納付記録を、請求があれば当然に等分割する3号分割制度が始まりました。

6. 離婚給付の確保

調停・審判・裁判で離婚給付が定められたのに相手方が履行しない場合は、家庭裁判所に連絡して、相手方に履行勧告してもらうことができます。それでも履行しない場合は、相手方の給料等を強制執行すること

になります。

以上、離婚給付については、財産分与額の算出等、難しい問題が多くありますので、お近くの法律相談をご利用下さい。

過払金の取り戻しについて

弁護士 秋山 努

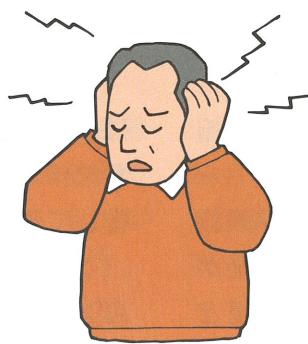


最近、新聞、雑誌やネットの記事でクレジット、サラ金、商工ローン業者から「過払金」を取り戻すことができると言われていますが、本当でしょうか。本当であれば、どのようにすれば取り戻すことができますか。



従来、クレジット・サラ金・商工ローン業者の貸金取引の利率は、平成19年12月の法改正の頃まで、大手業者でも年利20数%程度に設定されていました。しかし、利息制限法の制限利率は15~20%とされており（貸付元本10万円未満なら20%、10万円以上~100万円未満は18%、100万円以上は15%）。法的には強制的に15~20%の利率に引き下げて借入残金を主張できます。そのため15~20%の利率で計算し直すと、実は、貸付元本はすでに支払い済みであったのに返済を続けていた計算になった、という現象が生じことがあります。このような返済金が「過払金」となり、借主は業者から取り戻すことができます。

このような事態が生じているのは、従前、業者は貸金業規制法の「みなし弁済」規定の適用によって15~20%の利率以上を取っても「グレーゾーン」金利で許されると主張していたところ、平成16~18年頃にかけて出た最高裁判例で、その主張がほとんど否定されたという経緯があります。つまり、裁判で法的な争いにはほぼ決着がついたので、過払金の存在が露わになったのです。



現在、過払金の発生は珍しい事態ではなく、債務整理を試みると、むしろ幾らかの過払金が発見できる方が多いとすら言えます。弁護士の債務整理実務では、まず過払金を調査・回収することが不可欠となっており、過払金が回収できると、必要な費用や債務の弁済原資に充てることができて、債務者に経済的負担の少ない形で債務整理ができることになります。

実際のところ、合計で数百万円の負債を抱え「自己破産しかない」と思い詰めていた人の依頼を受けたところ、逆に数百万円の過払金を回収することができた、という極端な事案もあります。こうした例は、実は少なくないのです。

以上のとおり、さまざまの記事で報道されていることは、ちょっと信じられない印象を持つと思いますが、事実です。クレジット・サラ金・商工ローン業者と長く取引をしてきた方は、過払金の回収を検討されることをお勧めします。

もっとも、長く取引していたからと言って、必ず過払金が発生しているとは限りません。おおむね、通算で5~7年程度の取引で過払いとなる例が多いですが、実際には借主ごとの借入及び返済額の推移、利率、返済方法な

どによって異なります。これは、それぞれの借主の長い履歴を利息制限法の計算ソフトに入力して、初めて判明します。

そこで、過払金が発生しているかどうかを明らかにするには、借入及び返済の金額、日時を特定する必要がありますが、借主は一般に、古い借用証や領収証、振込明細などの資料を捨ててしまっており、手元にないことが多いでしょう。そのため、過払金を計算するためにはまず、業者に対して取引履歴を要求する必要があります。

平成17年に出た最高裁判例で、業者は借主に取引履歴を開示する義務があるとされました。

たが、未だに、様々な理由をつけて開示をごまかそうとする業者もみられます。また、何とか取引履歴を開示させても、過払金の計算方法が分からなかったり、様々な抗弁を主張されたりして、十分に取り戻せない例があるようです。しかし、業者の主張する抗弁は裁判例で否定され、訴訟では全く通用しないものもたくさんあるのです。

以上より、過払金を取り戻すためには、弁護士などの法律専門家に相談されるのが無難だと思われます。

以上



市民法律講座とは？

弁護士会では市民の方々を対象に「身近な法律問題をできるだけわかりやすく」を合言葉に、昭和60年より継続的に法律講座を開催しています。

知っておきたい 遺言・相続の知恵



将来の相続に備え、遺言をすべきか、遺言をどう書いたらよいのか、遺言にはどんなメリットがあるか、相続人多数の人、事業をしている人など様々な人の立場で遺言を考えます。また、遺言のないときの遺産分割はどのように進めるのか、生前贈与を受けた人や遺産の取得維持に寄与した人との関係はどうなるのかなど、わかりやすく説明します。

日 時 平成21年3月7日(土)

午後2:00～午後4:00 受付開始 午後1:30から

場 所 立川市女性総合センター アイム1階ホール
(立川市曙町2-36-2 JR立川駅北口より徒歩7分)

講 師 赤沼 康弘 弁護士

参加費 無 料(定員196名) ※参加ご希望の方は直接会場へ

お問い合わせ／東京三弁護士会八王子法律相談センター 電話 042-645-4540

主催／東京三弁護士会多摩支部・東京三弁護士会八王子法律相談センター
共催／立川市

法律相談センターのご案内

東京三弁護士会多摩支部 <http://www.tama-b.com/>
法律相談をクリックしてください

立川法律相談センター

受付は電話予約制です

受付

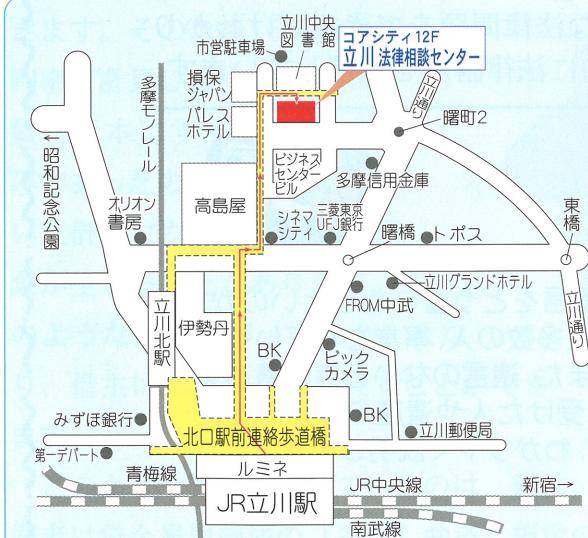
月曜日～土曜日(祭日を除く)
午前9時30分～午後4時30分

相談日

月曜日～土曜日(祭日を除く)
午前10時～午後4時

*専門相談有り、詳しくは
お問い合わせ下さい

クレサラ専門相談は無料!!



※JR立川駅北口より徒歩5分
※駐車場がありませんので車での
お越しはご遠慮下さい

立川法律相談センター

〒190-0012
東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川12F

042-548-7790

八王子法律相談センター

受付は電話予約制です

受付

月曜日～金曜日(祭日を除く)
午前9時30分～午後4時30分

相談日

月曜日～金曜日(祭日を除く)
午前10時～午後4時
第1・3土曜日／午前10時～12時

*専門相談有り、詳しくは
お問い合わせ下さい



※京王八王子駅西口より徒歩3分
※JR八王子駅北口より徒歩7分
※駐車場がありませんので車での
お越しはご遠慮下さい

八王子法律相談センター

〒192-0046
東京都八王子市明神町4-1-11 多摩弁護士会館

042-645-4540・9451